

教政第37号
令和3年4月20日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。

各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われるよう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）

本日開催された「徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、県内での新型コロナウイルス感染者数が急増していることを踏まえ、本日4月20日（火）午後9時から、「とくしまアラート」のレベルが引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅢ」に相当する「とくしまアラート・感染拡大注意・急増」が発動されることとなりました。

県内の学校関係者の感染につきましても、5日連続で確認され、臨時休業を行う学校や日数が増加していることを鑑み、本日より5月5日（水）までの間における感染防止対策を、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について」において、その方針を取りまとめました。

この「方針」は、本日より取り組んでいただく対策を「感染拡大防止対策の強化」（別添資料の中央列に記載）として、更なる感染拡大に備えた対策を「更なる対策強化」（別添資料の右列に記載）として明示しておりますので、児童生徒等及び保護者ならびに貴所属教職員に周知いただきますとともに、適切な対応をお願いいたします。

また、「更なる対策強化」については、その対応が必要となった場合に、改めて通知いたします。

なお、令和3年3月22日付け教政第371号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.3.22改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

感染拡大防止対策の強化について

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い、次のような教育活動は実施しないこと。また、オンラインによる指導等により、学習活動を継続すること。

＜感染症リスクの高い教育活動例＞

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 学校行事について

- ・県境を越えての修学旅行や遠足などの校外行事の実施は、延期等を検討すること。
- ・県内で実施する遠足や校外学習については、引き続き、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。
- ・その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等も含め検討すること。

3 部活動について

- ・「密集する運動」や、「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避けること。
- ・活動内容等は精選し、短時間（平日は2時間以内、休日は3時間以内）での活動とすること。
- ・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。また、県外からの講師招聘は、原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。
- ・ただし、公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。
- ・部活動開始前、休憩時、終了後においては、食事は避けるとともに、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えることについて特に指導を徹底すること。

<お問い合わせ先>

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当
電話 088-621-3159

【学習指導・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当
電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当
電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当
電話 088-621-3165

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当
電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当
電話 088-621-3165

県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について

感染拡大抑止“緊急対策”実施期間：4月20日（火）～5月5日（水・祝）まで

<p>新型コロナに対応した 学校運営に関する留意点 (R3.3.22発出)</p>	<p>感染拡大注意「急増」 ステージⅢ</p>	
	<p>感染拡大防止対策の強化 (R3.4.20発出)</p>	<p>(更なる対策強化)</p>
<p>2 学習指導に関すること (1) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること</p> <p>各教科等の指導においても、1 (1) に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染症の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。</p>	<p>1 学習指導に関すること</p> <p>各教科等の指導においても、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は実施しない。 また、オンラインによる指導等により、学習活動を継続すること。</p>	<p>■ 学習指導に関すること</p> <p>(同左)</p>
<p><教科等の指導に関する工夫例></p>	<p><感染症リスクの高い教育活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」 ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」 ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」 ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」 ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 	<p>(同左)</p>

新型コロナに対応した
学校運営に関する留意点
(R3. 3. 22発出)

3 学校行事の実施に関すること

学校行事は、学校生活に潤いや秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を認識しつつ、年間を見通して実施すべき学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

4 部活動に関すること

・大人数による集団での活動を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。

・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

・また、県内における対外試合、合同練習、演奏会・発表会及び大会への参加については、地域の感染状況や、拡がり等を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で、適切に対応すること。

・なお、県外遠征等の実施については、最新の県教育委員会の通知等を踏まえること。

感染拡大注意「急増」 ステージⅢ

感染拡大防止対策の強化 (R3. 4. 20発出)

(更なる対策強化)

2 学校行事の実施に関すること

県境を越えての修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等を検討すること。
県内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。
その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、**オンラインでの実施や延期等も含め検討**すること。

3 部活動に関すること

・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は避けること。

・活動内容等を精選し、**短時間(平日2時間以内、休日3時間以内)での活動**とすること。

・**県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止**すること。また、県外からの講師招聘は原則禁止とし、**オンラインによる指導等**を検討すること。

・ただし、**公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能**とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

・部活動開始前・休憩時・終了後においては、食事は避けることとともに、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えることについて特に指導を徹底すること。

■ 学校行事の実施に関すること

県内外を問わず、修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とする。
その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、**オンラインでの実施や延期等も含め検討**すること。

■ 部活動に関すること

・**原則休止**すること。

・**ただし、公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能**とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

・また、上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、**以下を遵守**すること。

- ①活動内容等を精選し、短時間(平日1時間程度、休日2時間以内)での活動とすること。
- ②県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。
- ③県外からの講師招聘は原則禁止とし、**オンラインによる指導等**を検討すること。